

しまじんじや はいでん てみずしや しんもんおよ そでべい
志磨神社 拝殿、手水舎、神門及び袖塀

所在地：和歌山市中之島677 登録基準：拝殿（二）、手水舎（一）、神門及び袖塀（一）

志磨神社は和歌山城北東の中之島に所在する。

拝殿は平屋建、入母屋造、銅板葺で、昭和19年（1944）に建てられた。拝殿部、祝詞舎部、神饌所部の三つの部分から成り、正面には軒唐破風を付けた向拝を設ける。良材を使用し、細部も整った意匠である。拝殿と同時期に建てられた手水舎、神門及び袖塀とともに境内の歴史的景観を形成している。これらは空襲の戦禍を受けた和歌山市中心部に残る、数少ない良質な近代和風建築として貴重である。



たいけいじゆうたく おもや ちゃしつ きゅうよしだけいじゆうたく はな ちゃしつ
多井家住宅 主屋、茶室（旧吉田家住宅 離れ、茶室）

所在地：和歌山市和歌浦中三丁目1101-1 登録基準：全て（二）

古くから景勝地として知られる和歌の浦にある、雲蓋院山の西に所在する住宅で、当地の景観を活かした良質な近代和風建築である。

昭和24年（1949）建設の主屋は、平屋建、入母屋造、瓦葺で、かつて吉田家が営んだ病院が当地に疎開した際の離れとして利用された。主屋は主棟と北棟が直交し、主棟の西側には二間続きの座敷を、東側には丸窓を備えた軽快な意匠の居室等を配し、要所を廊下でつなぐ。

茶室は主屋に渡り廊下で接続し、主屋と同時期に建設された。平屋建、寄棟造、瓦葺で、天井に網代や杉皮等多彩な材を用いた、洗練された意匠の茶室である。



きゅうおおいしけいじゆうたくおもや
旧大石家住宅主屋

所在地：海南市下津町塩津字鈴山166 登録基準：（一）

漁業や廻船業が盛んであった塩津港に所在する、かつて廻船業を営んだ商家の主屋である。主屋は、つし二階建、切妻造、瓦葺で、江戸末期に建てられた。外観は一階に出格子を構え、二階を漆喰塗とする。内部は向かって左手を土間とした田の字型平面で、正面の通り側の六畳の座敷には、間口半間の床の間を設ける。伝統的な町家の外観が、当地の歴史的景観に寄与している。



おかもとけじゅうたく おもや はな どぞう ながやもん
岡本家住宅 主屋、離れ、土蔵、長屋門

所在地：橋本市高野口町九重548 登録基準：全て（一）

大阪府との境にある岩湧山いわわきさんの南斜面に所在する、かつて庄屋を務めた旧家の住宅である。

主屋は寛政4年（1792）建設で、平屋建、入母屋造いりもやづくり、茅葺（鉄板仮葺）の大規模な民家である。内部は東を土間とした六間取りとし、八畳の座敷には床の間は設けず付書院つけしょいんのみとする。主屋の西には、昭和40年（1965）頃建設で二間続きの座敷をもつ離れと、昭和37年（1962）建設で重厚な外観の土蔵が建つ。これらや、敷地入口に建つ江戸末期建設の長屋門は、ともに当地の歴史的景観に寄与している。



つじけいしんどう てんぼけんおもや はな どぞう
辻慶進堂 店舗兼主屋、離れ、土蔵

所在地：紀の川市名手市場193 登録基準：店舗兼主屋（二）、離れ（二）、土蔵（一）

紀の川市名手市場の町中を東西に通る大和街道に面して建つ、かつて印刷業を営んだ辻家の店舗兼住宅である。街道の向かいには重要文化財の旧名手本陣妹背家住宅が所在する。

昭和27年（1952）建設の店舗兼主屋は、二階建、入母屋造いりもやづくり、瓦葺で、両袖うだつかべに卯建壁を設け、二階窓には高欄こうらんを付ける。内部は二階に洋風の応接間を設けるほか、各所に和洋折衷の要素を取り入れて趣向を凝らす。昭和37年（1962）建設の離れは隠居所として使用され、内部の座敷は舟底天井とする等凝った造りである。昭和4年（1929）建設の土蔵とともに、屋敷構えを整えている。



きゅうこくてつきせいさいせん き いゆあさきほんや
旧国鉄紀勢西線紀伊湯浅駅本屋

所在地：有田郡湯浅町大字湯浅字南道1075-2 登録基準：（一）

昭和2年（1927）の紀勢西線延伸に伴って建設された駅舎である。現在は湯浅町の所有となり、外観の復元や内部の改修が行われ、飲食・物販施設として活用されている。

平屋建、半切妻造はんぎりつまづくり、鉄板菱葺ひしぎきで、縦長の上げ下げ窓を並べた洋風建築である。内部はかつて南側を待合室、カウンターを挟んで北側を事務室や職員休憩室等として用いた。旧待合室は三面に設けた窓と高い天井により、広く明るい空間である。

開業以来地域の人々に親しまれる、歴史ある湯浅の一時代を象徴する駅舎建築である。



こうぜんじくくり
興禪寺庫裏

所在地：西牟婁郡上富田町市ノ瀬字中ノ岡1043他 登録基準：(一)

興禪寺は富田川南岸の高台に所在する臨済宗妙心寺派の寺院で、だるま寺とも呼ばれる。敷地北側を通る熊野古道に面して石垣を築き、境内地中央に本堂を、本堂の左に庫裏を建てる。庫裏の背面側には回遊式庭園が設けられる。

天保2年(1831)建設の庫裏は、平屋建、正面切妻造、背面入母屋造、瓦葺で、棟上には煙出を設ける。内部の入口土間は小屋組まで吹き抜けの見応えある空間とするほか、南側の二間続きの座敷には、庭園を臨む二面に縁が設けられ、開放的な造りとする。

遠くからも大屋根や煙出の見える雄大な庫裏であり、熊野古道に面する当寺院の歴史的景観の形成に寄与している。



登録有形文化財（建造物）とは

文化財登録制度は、近代を中心とする多くの様々な文化財を保護するため、平成8年の文化財保護法改正によって導入された。届出制を基本とする緩やかな保護制度で、登録により規制に強く縛られることはなく、建造物の多様な活用を行いやすいことが特徴である。原則として建設後50年を経過した建造物のうち、一定の評価※を得たものが対象となり、全国で既に13,000件を超える建造物が登録されている。

※登録基準 (一) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

(二) 造形の規範となっているもの

(三) 再現することが容易でないもの